

**富山地方最低賃金審議会**  
**令和6年度第1回電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録**

1. 日 時

令和6年10月1日（水） 14：00～15：40

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	柳原委員、堀岡委員、両角委員
労働者代表委員	大森委員、後藤委員、大崎委員
使用者代表委員	江下委員、積永委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程（案）について
- (3) 特定最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程（案）について
- (5) 労働経済等関係指標について
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) 金額審議における留意点について
- (8) 参考人の意見表明について
- (9) 労使各側の基本的主張について
- (10) 金額等審議
- (11) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、富山労働局賃金室の佐竹です。よろしくお願ひします。

本日、使用者代表委員の金田委員が御欠席ですが、全委員の3分の2以上、または、公労使委員の各3分の1以上の出席という定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本専門部会の名称ですが、電気機械器具製造業最低賃金など適宜略称を使用させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

では、今年度初回の会議でございますので、開会に当たりまして富山労働局労働基準部長の倉重から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、改正の申出がありました3件の最低賃金すべてについて、8月21日に開催されました第4回富山地方最低賃金審議会において改正決定の必要性を認めるとの答申を頂き、これを受け同日付けで富山労働局長から金額改正に係る諮問をさせていただいたところでございます。

本専門部会におきましては、電気機械器具製造業の最低賃金について調査審議を行っていただくこととなります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格が強くなっていますので、委員の皆様におかれましては、慎重かつ十分な御審議を賜りますことをお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[佐竹賃金室長補佐] 議事に入ります前に、委員を御紹介させていただきます。資料No.1として委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介します。

柳原委員です。富山大学 経済学部 教授 でいらっしゃいます。

堀岡委員です。和み法律事務所 弁護士 でいらっしゃいます。

両角委員です。富山大学 経済学部 教授 でいらっしゃいます。

次に、労働者代表委員を御紹介します。

大森委員です。電機連合富山地方協議会 事務局長 でいらっしゃいます。

後藤委員です。コーセル労働組合 執行委員長 でいらっしゃいます。

大崎委員です。北陸電気工業労働組合 執行委員長 でいらっしゃいます。

続いて、使用者代表委員を御紹介します。

江下委員です。富山県中小企業団体中央会 専務理事 でいらっしゃいます。

積永委員です。北陸電気工業株式会社 執行役員 人事部長 でいらっしゃいます。

本日御欠席ですが、金田委員は、北陸電機製造株式会社 取締役 総務部長 でいらっしゃいます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事1の専門部会長と同代理の選出をお願いしたいと存じます。

専門部会長等の選出につきましては、最低賃金法第24条及び第25条に基づき、公益委員のうちから委員の選挙により決定することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話し合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法により決定していただきたいと思っております。

あらかじめ労使で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から発表していただき

たいと存じます。

[大森委員] 私の方から発表させていただきます。

部会長を柳原委員に、部会長代理を堀岡委員にお願いしたいと思います。

[佐竹賃金室長補佐] 部会長に柳原委員、部会長代理に堀岡委員とのごことでございますが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[佐竹賃金室長補佐] 御異議がないようですので、部会長は柳原委員、部会長代理は堀岡委員と決定されました。名札をセットいたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局は、部会長及び同代理札をセットする。)

[佐竹賃金室長補佐] それでは、今後の議事進行を柳原部会長にお願いします。

[柳原部会長] ただ今、部会長に選出されました柳原でございます。

部会の運営に当たりましては、全会一致となりますよう精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

去る8月21日に富山労働局長から富山地方最低賃金審議会あてに3件の特定最低賃金について改正決定の諮問があり、それぞれ専門部会を設置して審議することとなっております。

改正決定に関する諮問文は、資料No.2として写しが添付されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

では、議事2の専門部会運営規程についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明してください。

[佐竹賃金室長補佐] 資料No.3として、当専門部会に係る運営規程(案)をお配りしておりますので、御覧ください。内容につきましては、昨年と変更はございませんが、要点のみ御説明いたします。

第3条では、部会欠席の場合は部会長へ報告とありますが、実務上は事務局へ連絡いただきますようお願いいたします。

また、テレビ会議による開催についても触れていますが、いわゆるパンデミックが発生した場合など止むを得ない事情がある場合を想定した規定ですので、原則として御出席のうえ、御審議をいただきたいと思いますと考えています。

第5条、第6条では、部会会議の公開・非公開について部会長の判断基準を定めております。みなさま、御一読いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、部会長、進行のほどお願いいたします。

[柳原部会長] 今ほどの運営規程（案）について、御意見や御質問はありますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[柳原部会長] 御意見・御質問がないようですので、運営規程につきましては原案どおりといたします。

ここで、ただ今採決された運営規程に基づき、当専門部会の会議及び議事録の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の当専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議に関しましては、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別の審議に関しましては、運営規程第5条、第6条に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原部会長] それでは、令和6年度電気機械器具製造業最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議及びその議事録は公開、公労・公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

続きまして、議事3の特定最低賃金審議運営事項についてですが、これにつきましては、去る8月21日開催の第4回本審において既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

この特定最低賃金審議運営事項について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、特定最低賃金審議運営事項につきまして、お手元の資料No.4を御覧ください。要点のみ御説明させていただきます。

本部会審議につきましては、1(2)のとおり本日を含め、3回を目安に結審することを目指し、(4)のとおり17時にはその日の審議を終了いたします。

また、3(2)に記載のとおり、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とするとされておりますので、専門部会において全会一致で決議されれば、その決議が審議会の決議となります。

なお、全会一致でない場合は、再度本審で審議していただくこととなります。

最後に4のとおり特定最低賃金には精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこととしております。

以上です。

[柳原部会長] 当専門部会は、先ほど決定いたしました運営規程及び今ほど説明のあった審

議運営事項に基づいて運営・審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事4の専門部会の審議日程についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 令和6年度の電気機械器具製造業専門部会の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

まず本日の第1回専門部会ですが、この後、事務局から労働経済等関係指標及び最低賃金に関する基礎調査結果、金額審議における留意点について御説明させていただきます。

その後も議事に沿って参考人の意見表明について、労使各側の基本的主張、金額等審議まで進めていただければ、と考えています。

第2回専門部会は10月9日（水）午前10時00分から、第3回専門部会は10月28日（月）午前10時00分から、いずれも富山労働総合庁舎5階会議室で開催させていただきたいと考えております。

第3回専門部会でも結審しない場合は予備日を設けることもありますが、今のところ予備日を設けないことにしまして、今後、必要となりましたら、改めて調整させていただきます。

なお、審議日程（案）の下、欄外に記載してありますとおり、第2回専門部会までで結審した場合は、その後に予定している専門部会は開催致しません。

また、先ほど審議運営事項について御説明しましたとおり、専門部会において全会一致で議決された場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となりますので、結審した回の専門部会において答申まで行うこととなります。

審議日程の説明につきましては、以上です。

[柳原部会長] 今ほどの審議日程（案）について、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[柳原部会長] 御意見・御質問がないようですので、審議日程につきましては原案どおりといたします。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、議事5の労働経済等関係指標、議事6の最低賃金に関する基礎調査結果及び議事7の金額審議における留意点について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] それでは議事5の労働経済等関係指標につきまして、資料No.6を御覧ください。

1枚めくりますと目次があります。この資料は、地域別最低賃金の審議の際にも利用しておりますので、その際に考慮いたしました、労働者の生計費、賃金、および、通常の事業の賃金支払い能力の、いわゆる3要素に関連するデータとして、生産、国内需要、物価・生計費、貿易、雇用、賃金、企業倒産に係る指標を取りまとめた資料となっています。

1枚めくりまして、資料の出所を掲載しております。

資料の体裁ですが、例外もありますが、1枚めくりました1ページのように、基本的に上段に年ごとの推移、下段に昨年の四半期ごとの推移と、今年の1月から6月の推移をグラフ化し、

全国の数値、富山県の数値を掲載しております。

特定最低賃金の審議では、先ほどの3要素に縛られることなく御審議いただくものと承知しておりますので、ページごとの説明は省略し、要点のみ説明させていただきます。

まず、生産についてです。2ページに、業種別の鉱工業生産指数の推移を棒グラフで示しています。

電気機械製造業では、上段の図1-3のとおり令和3年以降、減少傾向が続いていましたが、下段の図1-4を見ますと、令和6年に入ってから、増減はあるものの、増加傾向に転じています。

次に、国内需要についてです。3ページから6ページまで、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。

まず、4ページを御覧ください。電子部品が多く用いられる自動車に関し、新車新規登録台数について見てみると、新車新規登録台数は、下段の図2-4のとおり、今年1月以降、マイナスが続きましたが、品質不正による出荷停止が解除された影響からか、4月以降は上昇傾向にあり、7月には対前年比プラスに転じました。

次に、電子部品との関連は薄いかもしれませんが、設備投資関連のデータについて見てみたいと思います。6ページの下段の図2-8が、機械受注額と建設工事受注総額のグラフになっています。令和5年は、機械受注額は対前年に比べマイナス、建設工事受注総額は対前年に比べプラスでした。令和6年に入ると、機械受注額は対前年と大きな変動なく推移していますが、建設工事受注総額は対前年に比べて大きく変動しながら推移しています。

続きまして、物価・生計費についてです。7ページを御覧ください。

このページには全国と富山市の消費者物価指数の推移を表した図を掲載しています。富山市では、令和3年まで全国と同じ水準でしたが、令和4年以降は今年に入っても全国平均より高い状況が続いています。

次に8ページを御覧ください。

このページには全国と富山市の勤労者世帯の消費支出額の推移を表した図を掲載しています。富山市の消費支出額は令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあります。また、富山市の消費支出額は全国よりも高い状況にあります。

この先、貿易等まで飛ばしまして、12ページを御覧ください。

12ページの為替相場ですが、令和3年以降、円安傾向で推移してきましたが、7月は円高に転じました。

資料にはありませんが、この後も概ね円高傾向が続いています。

続きまして、13ページの雇用についてです。

13ページの常用雇用指数は景気回復の強さを示すとされていますが、富山県全体では令和3年以降100を超え、製造業においても令和5年4～6月期以降100を超えています。

14ページを御覧ください。このページには全国と富山県の総実労働時間の推移を表した図を掲載しています。コロナ禍にあった令和2年を境に総実労働時間はやや持ち直し傾向にありますが、コロナ禍前の水準には至っていません。

次の15ページを御覧いただくと、全国と富山県の所定外労働時間数の推移を表した図を掲載しています。こちらも先ほどの総実労働時間と同様の傾向にあり、コロナ禍にあった令和2年を底に増加傾向にあります。

少し飛んで 17 ページを御覧ください。

全国と富山県の有効求人倍率の推移を表した図を掲載しています。

富山県の有効求人倍率は、全国平均より高い状況が続いていますが、令和元年以前の倍率には至っていません。

次にまた少し飛んで 20 ページの賃金についてです。

20 ページの下段の図 6 - 4 高卒初任給の推移を御覧いただきたいと思います。初任給は、男女計で見ると、令和 3 年を除き、増加傾向にあります。

最後に、21 ページを御覧ください。企業倒産件数の推移です。富山県では令和 3 年に減少に転じましたが、その後、令和 5 年にかけて増加がみられます。

簡単ですが経済関係指標についての説明は以上です。

続きまして、最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。資料 No. 7 を御覧ください。

この調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、中小零細事業所の賃金実態を把握することを目的としたものです。

1 枚めくると集計区分表をお付けしていますが、水色に塗っている、真ん中の列、明細番号 11 に掲げる本特定最低賃金に係る業種については規模 100 人未満の事業所を対象に、今年 6 月分の賃金の実態を調査いたしました。

1 枚めくると対象事業所数などを記載していますが、同じく水色に塗っている電気機械器具製造業では、ここに記載していませんが合計 107 事業所に調査票を送付し、回答事業場欄のとおり 82 事業所から回答を得ています。

調査結果についてですが、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外される精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除いた額を時間額に換算して集計しております。

3 ページを御覧ください。ここでは令和 2 年から令和 5 年までの地域別最低賃金を棒グラフ、令和 2 年から令和 6 年までの特性値の推移を折れ線グラフで示しております。

特性値は、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数及び平均を記載しております。第 1・20 分位数とはデータを低い方から順に並べ 20 等分した際の最初の境界にある値、同様に第 1・10 分位数は 10 等分、第 1・4 分位数は 4 等分した際の最初の境界にある値となります。

今年度の特性値は、第 1・20 分位数が 950 円、第 1・10 分位数が 962 円、第 1・4 分位数が 1,071 円、平均が 1,450 円となっております。

資料に記載はありませんが全業種を集計した特性値は、第 1・20 分位数が 950 円、第 1・10 分位数が 955 円、第 1・4 分位数が 1,000 円、平均が 1,417 円となっております。

なお、こちらは製造業 100 人未満、その他の業種は原則 30 人未満の事業所を対象に調査した結果となっております。

基礎調査結果については以上です。

最後に、金額審議における留意点について説明します。

特定最低賃金の改正額を御審議いただくにあたり、その下限額と上限額について説明いたします。

下限額につきましては、最低賃金法第 16 条に特定最低賃金は、地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないと規定していることから、10 月以降に適用され

る富山県最低賃金 998 円を上回る、999 円が下限額となります。

次に上限額につきましては、本件のような労働協約ケースの場合、関係労使が合意した協約額を超えて最低賃金を決定することは、その協約を無効にすることとなり、労使のイニシアティブで決定する特定最低賃金という制度の性格から認めがたいとされています。

このため、複数の金額の異なる協定によって申出がなされたときは、その中の最も低い額が上限となります。

この点、今年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正申出に当たって提出された協定書の内容を確認いたしますと、最も低い協定額は 1,149 円となっております。

つきましては、今年度は、時間額 999 円から 1,149 円の範囲で、御審議をお願いしたいと存じます。

議事 5 から 7 まで、事務局から説明は以上です。

[柳原部会長] 今ほどの労働経済等関係指標、基礎調査結果及び金額審議における留意点について、御質問等はありませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[柳原部会長] 質問等がないようですので、次に進みます。

議事 8 の参考人の意見表明についてですが、事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 富山労働局では、8 月 21 日の特定最低賃金の改正諮問に伴い、同日付けで、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。意見提出期限の 9 月 10 日までに意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

[柳原部会長] 意見書の提出はなかったとのことですので、審議を進めます。

議事 9 の労使の基本的主張に入ります。

労使各側から、今年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いいたします。

[大森委員] 労働者側代表の大森です。まずもって、今年度の特定最低賃金の金額改正の必要性において、御理解いただき感謝申し上げたいと思います。有難うございました。今回、我々、労働者側の委員は、昨年度と同じ体制となります。私も含めて、まだまだ経験不足な点があり大変微力ではありますが、今年度も最後まで御審議の程、よろしく申し上げます。それでは、労働者側の主張について、私の方から大きく 3 つのポイントに絞ってお伝えしたいと思います。まず 1 点目ですが、特定最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した電機産業の基幹労働者の最低賃金となっております。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要不可欠であります。その様な中で、地域別最低賃金との格差は、年々縮まってきておりますが、今こそ、本来の役割である特定最低賃金の優位性を確保できる水準にすべきとの認識を持っております。

そして、2点目は、電機産業は、ロシア・ウクライナやイスラエル・パレスチナ情勢などによる世界的な景気の減速、物価高といった先行きの不透明感はあるもの、デジタル化やカーボンニュートラルに向け、着実に設備投資、需要の回復などが見込まれる状況下にあります。その様な中で、世界的な半導体需要の拡大に加え、Iot や人工知能 AI などの技術進展を受けて、今後も経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与できる産業であると言えます。引き続き、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくためには、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、電機産業に相応しい特定最賃の金額改正への取組が必要だと思えます。そして、この取組を社会全体の底上げに繋げていきたいと考えております。3点目は、我々が属する電機連合は毎年、総合労働条件改善闘争、春闘において、企業内のミニマム基準の引上げと未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げと公正処遇の確立に向けて企業内最低賃金の引上げに取り組んでおります。2024年闘争においても、多くの組合において、企業内の産業別最低賃金を約11,000円以上引き上げることができ、産業別最低賃金は184,500円となりました。この水準を時間給に換算すると、約1,111円となります。電機連合の統一闘争の成果を電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の特定最賃がその役割と機能を果たし続け、社会全体の賃金の引上げを図ることが大事であると思っております。特に県内の電機産業を支える労働者の特定最低賃金は、同じ県内の金属産業の特定最低賃金と比べても低い実態にあります。参考までに一般機械・自動車部品は995円に対しまして、電気機械は951円で格差が44円であるという状況です。年々、この格差も昨年から6円縮めて少しずつ是正できておりますが、今年度の改定においても昨年以上の引上げは必要であり、実現できれば、電機産業の雇用の確保にも大きく繋がると考えております。加えて、消費者物価指数が高止まりする中で、最賃近傍で働く仲間の生活は、正規社員よりさらに苦しい状況であるものと察するところであります。その半面、エネルギーコストをはじめとする企業物価の方も急上昇しており、大幅な引上げ額となれば、経営側に大きな影響を与えることは充分承知しておりますので、金額改定にあたっては労使のイニシアティブを重視し、全会一致に向けて最大限の努力を行いたいと思っております。是非御理解の程、よろしく申し上げます。以上です。

〔柳原部会長〕 ありがとうございます。続きまして、使用者側から申し上げます。

〔江下委員〕 はじめに我が国の経済情勢ですが、6月発表の日銀短観では、大企業製造業の業況判断は2四半期ぶりに景況感は改善されましたが、中小製造業の業況判断は、コストの増加や人手不足、労務費上昇の原資となる価格転嫁が不十分なため収益基盤の弱い中小企業の業況判断に改善の動きは見られていません。また、富山県中小企業中央会で1,000社を対象に実施しています7月の動向調査結果においても、製造業の前年同月比の売上げについては50%が減少、収益につきましても54%が悪化と回答するなど、本県中小企業の現状はエネルギー原材料価格の高騰、人件費の上昇、これらの原資となる価格転嫁の遅れなどにより中小・小規模企業の経営は厳しい状況となっています。県発表の鉱工業生産指数電気機械工業の四半期・月別推移を見ましても、今年に入ってから3月は、102.9と持ち直した以外、軒並み下回っており、6月では91.8前年同月比▲3.0と厳しい状況が続いています。今年度の地賃におきましては50円アップの998円が答申されました。地賃の審議におきましては使用者側も最賃引上げの

必要性を認識し、その上で中小・小規模企業の現状、また、3要素につきまして具体的なデータをもとに説明したところですが、結果は全会一致にはいたらず目安通りの引上げとなったところです。地賃が急激に引き上げられている現状も考慮し、今年度の電気機械器具製造業特定最賃の審議に当たっては、あくまでもデータ等実態を踏まえた、労使ともに納得感ある審議がなされることをお願いいたします。また、地賃が1,000円に近づく状況の中で、特定最賃の必要性について再度検証すべきとも思います。以上です。

[柳原部会長] ありがとうございます。

労使各側から御説明をいただいた基本的な考え方について、それぞれ補足や質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

[労使各側委員] ありません。

[柳原部会長] 今ほど、基本的主張に関して労働者側から3点のポイントが示されました。特定最賃はセーフティーネットである地域別最賃と目的が異なるので、今こそ特定最低賃金の意義を考慮して検討してほしいということ、それから2点目として、電機分野の重要性を鑑みて、この分野の発展のために優秀な人材を確保するためにも必要であるということ、それから3点目として、春闘の結果を時給換算したところ、1,111円なのでそれを考慮してほしいということ、簡単にまとめて、そのようなことだったと思います。使用者側の主張としては、日銀短観では全体としては改善しているけれども、中小では十分ではないということ、その理由としてコスト増と価格転嫁が困難な状況ということが示されたと思います。そして地賃が使用者側としても賃金引上げの必要性を理解しつつ状況説明していたけれども、全会一致に至らず50円アップと高い引上げ額となっており、これが1,000円に近づく中で特定最賃の必要性というのも検討の必要があるんじゃないかとの主張がされたと思います。

では、それを踏まえて続いて、議事10の金額等審議に入りたいと思います。このまま全体の場で審議ではなく、個別でということよろしいですか。

では個別ということで、まず労働者側から伺いたいと思いますので、使用者側の皆様、一旦控室へお戻りください。

#### (二者審議)

[柳原部会長] それでは、部会を再開いたします。労使各側から十分にご意見を伺いましたが、本日は第1回目の審議でしたので、双方の主張にはまだ隔たりがございます。

しかしながら、今後調整の余地もあろうかと思しますので、日を改めて再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原部会長] それでは、次回は10月9日水曜日午前10時から開催して、改めて審議したいと存じます。全会一致で結論が得られますよう、各側委員のご協力をよろしくお願いいたします。

ます。その他何かございますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[柳原部会長] なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、  
労働者代表委員からは、大森委員  
使用者代表委員からは、江下委員  
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原部会長] それでは、大森委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。